

中野区

学校支援ボランティア制度

について

学校支援ボランティア制度は、家庭、地域及び学校が一体となり、地域ぐるみで子どもたちの生きる力を育むとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進することを目的としています。区立小・中学校及び幼稚園の教育活動に、ボランティアとしてご支援（お手伝い）いただける方は、ぜひご登録ください。（※特別な免許や資格はいりません。）



学校支援ボランティアでできること（以下は一例です。）

指導サポート

- ・各教科の指導補助
- ・本の読み聞かせ

など



学校行事

- ・運動会等の行事の補助
- ・来訪者対応

など



総合的な学習の時間

- ・パソコンの使い方
- ・伝統文化の話

など



学校の環境整備

- ・花壇や芝生の手入れ
- ・図書館の環境整備

など



登録要件

- ① 18歳以上（個人又は該当年齢の5人以上で構成される団体）
※ただし、教育委員会が必要と認めた場合はこの限りではありません。
- ② 学校の教育活動及び環境整備の向上に寄与する優れた知識、技能又は意欲があると教育委員会が認める個人又は団体（PTA活動は除く）



登録方法

登録申請書をご記入のうえ、次のいずれかの方法によりご提出ください。なお、申請書は、中野区教育委員会HPからダウンロードいただけるほか、区役所の学校地域連携係の窓口（7階）でもお受取りいただけます。

学校または区役所に持参する場合

活動を希望する学校（幼稚園）または、学校地域連携係（区役所7階）までお持ちください。

郵送の場合

〒164-8501 中野区中野4-11-19
教育委員会事務局 子ども・教育政策課
学校地域連携係 宛

メールの場合

gakkorenkei@city.tokyo-nakano.lg.jp



申請書のダウンロードはこちら



※ 登録にあたっては、提出先の担当にて簡単な面接を行います。（団体登録の場合は、代表者の方のみ面接を行います。）



（裏面あり）



登録期間

登録申請日の属する年度から、翌々年度の3月31日まで（3年間）

※ 令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日まで）に登録した場合、登録期間の終了日は令和10年3月31日です。

※ ただし、登録期間終了後も、登録を更新することにより、継続してご活動いただけます。



その他

【ボランティア保険の適用】

学校支援ボランティア活動中の事故等については、ボランティア保険が適用されます。

【活動経費の支払い】

次の①～③の活動に伴い生じた必要経費について、お支払いいたします。詳細は、学校地域連携係までお問合せください。（活動に対する謝礼はありません。）

- | | | |
|------------------------|---|---------------------------|
| ①遠足・社会科見学などの交通費（宿泊は除く） | } | ①～③各 500 円、1 日の上限 1,500 円 |
| ②ボランティア活動に伴う教材購入・作成費 | | |
| ③自宅から実施校までの移動に交通機関を使用 | | |



留意事項

- 1 児童及び生徒の健全育成のために努めてください。
- 2 活動する学校の校長その他の教職員及び地域コーディネーターの指示により活動を行ってください。
- 3 学校における活動のためのものであり、次の事項に該当する活動はできません。
 - ① 政治的・宗教的活動
 - ② 営利を目的とした活動
 - ③ 区又は活動する学校の信用を失墜する行為
- 4 活動により知り得た児童及び生徒、教職員等の個人情報を他に漏らすことは禁止します。また、ボランティア活動をやめた後も同様とします。
- 5 登録申請書に記載した内容については、中野区学校支援ボランティアの情報として中野区立幼稚園、小学校及び中学校並びに地域コーディネーターへ提供します。
- 6 ご登録いただいても、学校からの依頼がない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【担当】

中野区教育委員会事務局

子ども・教育政策課 学校地域連携係

電話：03-3228-5548 FAX：03-3228-5679

E-mail：gakkorenkei@city.tokyo-nakano.lg.jp